

高山市規則第 3 号

高山市職員の勤務時間等に関する条例施行規則及び高山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

高山市長 田 中 明

高山市職員の勤務時間等に関する条例施行規則及び高山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(高山市職員の勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高山市職員の勤務時間等に関する条例施行規則（平成6年高山市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	
別表第3（第16条関係）	
理由	期間等
(1)の項～(4)の項（略）	
(5) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
(6)の項～(27)の項（略）	

改 正 後	
別表第3（第16条関係）	
理由	期間等
(1)の項～(4)の項（略）	
(5) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
(6)の項～(27)の項（略）	

(高山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 高山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成31年高山市規則第68号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	
別表第3（第14条関係）	
事由	期間
(1)の項（略）	
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむ	同上

を得ないと認められるとき。	
(3)の項～(19)の項　（略）	

改　正　後	
別表第 3 （第 1 4 条関係）	
事由	期間
(1)の項　（略）	
(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3)の項～(19)の項　（略）	

附　則

この規則は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の高山市職員の勤務時間等に関する条例施行規則の規定及び第 2 条の規定による改正後の高山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。